

売買春に係る規制の在り方検討会 第7回会議配布資料	6
------------------------------	---

売春防止法違反事件の科刑状況

売春防止法違反事件の科刑状況（注１・２）

１ 法定刑に必要な併科が定められている罪以外の罪

適用法条		区分	総数	懲役															罰金							
				懲役 総数	6月 未満	うち 執行 猶予	6月 以上	うち 執行 猶予	1年 以上	うち 執行 猶予	1年 6月 以上	うち 執行 猶予	2年 以上	うち 執行 猶予	2年 6月 以上	うち 執行 猶予	3年	うち 執行 猶予	3年超	罰金 総数	2 万円 未満	2 万円	5 万円	10 万円	15 万円	20 万円
勧誘等 (第5条)	第1号	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0					
	第2号	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0					
	第3号	37	2	2	2	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	35	0	35					
周旋等 (第6条)	第1項	76	49 (注3)	0	-	11	9	11	9	25	24	2	2	0	-	0	-	0	27	0	0	27				
	第2項	第1号	1	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0	0	1				
		第2号	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0				
		第3号	6	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	6	0	0				6
困惑等による売春 (第7条)	第1項	4	3 (注4)	0	-	0	-	0	-	3	3	0	-	0	-	0	-	0	1	0	0	1 (注5)	0			
対償の收受 (第8条)	第2項	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0				
前貸等(第9条)		0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0				
売春をさせる契約(第10条)		2	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	2	0	0	0	2			
場所の提供 (第11条)	第1項	7	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	7	0	0	0	7 (注6)			

（注１）法務省刑事局の調査による。令和４年から令和６年までの間に全国の検察庁において処理された事件を対象としている。
（注２）罰金刑のみが科された事件については、併合罪として処断された罪があるものを除く。それ以外の事件については、異なる罰条又は法令に規定された罪で併合罪として処断された罪があるものを除く。
（注３）うち９件について罰金刑の併科あり。
（注４）うち２件について罰金刑の併科あり。
（注５）未遂犯であるもの。
（注６）うち２件は、第１４条が適用されたもの。

2 法定刑に必要な併科が定められている罪

区分 適用法条		総数	懲役・罰金 総数	懲役（注7）・罰金																				罰金 総数											
				1年未満	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円	1年以上	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円	1年6月以上	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円	2年以上	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円	2年6月以上	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円		3年	うち罰金 10万円以上	うち罰金 20万円以上	うち罰金 30万円	3年超	15万円未満	15万円	20万円	25万円	30万円	
困惑等による売春 （第7条）	第2項	0	0	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	0	0	/	/	/	/	/
対償の收受 （第8条）	第1項	1	1	0	－	－	－	1	0	1	0	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	0	0	0	/	/	/	/
場所の提供 （第11条）	第2項	73	58	0	－	－	－	5	0	5	0	30	16	7	7	14	0	1	13	3	0	1	2	6	0	0	6	0	15 （注9）	0	0	0	0	15	
売春をさせる業（第12条）		9	9	0	－	－	－	0	－	－	－	2	0	2	0 （注8）	0	1	1	4	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
資金等の提供 （第13条）	第1項	6	3	1	1	0	0	1	0	1	0	0	－	－	－	1	0	1	0	0	－	－	－	0	－	－	－	0	3 （注9）	0	0	3	/	/	
	第2項	0	0	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	

(注7) (注8)に記載のものを除き、いずれも執行猶予が付されている。
(注8) うち1件は執行猶予が付されていない。
(注9) いずれも第14条が適用されたもの。